

事 務 連 絡  
令和 3 年 10 月 21 日

各 

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課  
厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課

「経血吸収ショーツ等に係る評価の観点について」及び「経血吸収ショーツ等に係る  
広告表現の考え方について」について

今般、一般社団法人日本衛生材料工業連合会及び一般社団法人メディカル・フェム  
テック・コンソーシアムより、別添を作成したとの報告がありましたので、情報提供  
いたします。つきましては、御了知の上、貴管下製造販売業者に対し周知をお願い  
いたします。